

平成 27 年度 第 4 回中区協議会

# 会議資料

**【報告事項】**

ア マイナンバー制度の周知について

イ 空家等の対応について

ウ 平成 28 年度予算編成に対する区重点提案事業について

平成 27 年 8 月 24 日開催

中区協議会



第9号様式

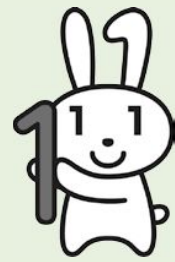
区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	マイナンバー制度の周知について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：平成25年5月に番号法が公布され、マイナンバー制度の導入が決まった。今年10月からマイナンバーが住民に通知され、来年1月からマイナンバーの利用や個人番号カードの交付が始まる。</p> <p>経緯：マイナンバー制度の周知について、国は、コールセンター設置や新聞折込、テレビCMなどを行っており、本市としては、国と連携してポスター掲示などを行うとともに、出前講座の実施や庁内モニター、駅やバスの電光掲示板などを利用した周知を行っている。</p> <p>現状：マイナンバーという言葉は、認知されてきているが、制度の内容が、十分市民に浸透しているとは言えない。</p> <p>課題：マイナンバー制度を円滑に導入するため、更に周知を進める必要がある。</p>
対象の区協議会	全区区協議会
内 容	<p>広報はままつで全市民向けの情報を周知するとともに、区民のページで区民向けの情報を周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報はままつ9月号「ちょっと注目」に全市民向けに制度概要及び通知カード発送、個人番号カードの申請方法等について掲載する。</li> <li>・ 「区民のページ」12月号に区民向けに個人番号カードの集中交付場所の案内等を掲載する。</li> </ul>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	政策法務課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



# マイナンバー



(社会保障・税番号)制度がはじまります

政策法務課 番号制度グループ ☎457-2239

## マイナンバーとは？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12ケタの番号です。  
マイナンバーは生涯にわたって原則変わりません。  
大切な番号ですので、他人にむやみにマイナンバーを教えたりしないように注意が必要です。

## マイナンバーのメリットは？

国や自治体などで分散管理する情報の連携がスムーズになり、次のようなメリットが期待されています。

### ◎公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることの防止

### ◎国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に用意しなければならない添付書類の簡素化

### ◎行政の効率化

行政機関ごとの情報の照合や、転記などの作業効率の向上

## マイナンバーが必要になる時はどんなとき？

平成28年1月以降、以下のような手続きや、関係する届け出などで必要になる予定です。

社会 保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金・雇用保険・健康保険の手続き</li> <li>・生活保護・児童手当など福祉分野の給付の手続き</li> </ul>
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署や市への税金の申告の手続きなど</li> </ul>

⚠️マイナンバーを必要とする場面では、番号と身元の確認のために、「個人番号カード」1枚か、もしくは「通知カード」と「身元確認書類」(運転免許証など)がセットで必要となります。

⚠️民間事業者の皆さまは、源泉徴収票の作成や社会保険の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱う必要があります。マイナンバーの適正な取り扱いのために、民間事業者が最低限守るべき内容などが、国からガイドラインとして示されています。詳しくは国のホームページで確認してください。

[HP▶](#) 特定個人情報保護委員会 [検索](#)

## 個人情報の保護は大丈夫なの？

マイナンバーはシステム面と制度面の両方から個人情報保護の措置が講じられます。

### 制度

法律等に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管の禁止/マイナンバーを収集する際の本人確認を義務付け/マイナンバーの管理を「特定個人情報保護委員会」(国の第三者機関)が監視・監督/法律に違反した場合の罰則の強化

### システム

マイナンバーへのアクセス制限・マイナンバー取り扱い機関間の通信の暗号化/機関間での個人情報のやりとりを、自らが確認できる「情報提供等記録開示システム」(平成29年1月から稼働予定)

## マイナンバーについて詳しくは

国のコールセンター ☎0570-20-0178

上記番号が繋がらない場合 (IP電話など)

☎050-3816-9405

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応

☎0570-20-0291

※いずれも通話料がかかります。

受付時間 平日:午前9時30分～午後5時30分

※ただし、平成27年10月から平成28年3月までの半年間は受付時間を延長する予定です。

平日:午前9時30分～午後8時

土日祝日:午前9時30分～午後5時30分

(年末年始を除く)

[HP▶](#) マイナンバー 内閣官房 [検索](#)

# マイナンバーの通知カードが住民票の住所に届きます！

市民生活課 戸籍・住基グループ ☎457-2834

10月5日以降12月末にかけて、マイナンバーをお知らせする「通知カード」が簡易書留で届きます。

## 通知カードが届く前にやってほしいこと

通知カードは、住民票の住所に送付されます。  
住所変更をしていない人は、住民票の異動をしてください。

⚠️長期入院中の人、東日本大震災による被災者、DV等被害者は、申請により認められた場合は、居住地にて通知カードを受け取ることができます。この申請は住民票のある市町村の窓口または郵送で行うことができます。詳しくは、住民票のある市町村の窓口にお問い合わせください。

申請期間 8月24日(月)～9月25日(金)(持参または必着)

住民票の住所と異なるところに住んでいる場合、受け取ることができないから注意してね！転送はできません。



## 通知カードが届いたら

簡易書留の中身は3つです。  
確認してね！

- ①通知カード
- ②個人番号カードの申請書と返信用封筒
- ③マイナンバーについての説明書類

通知カードは重要な書類です！大切に保管してください。  
※通知カードの再交付には、手数料がかかります。  
※通知カード受取後の転居や婚姻届の際に住所や氏名を変更される人は、変更となる人全員の通知カードを持参してください。  
※通知カード到着前に個人番号を知りたい人は、マイナンバーが記載された住民票の写し(有料)を取得してください。



通知カード

## 住民基本台帳カード・電子証明書の交付終了と更新について

### 《住民基本台帳カード》

住民基本台帳カードは有効期限まで利用できます。交付は平成27年12月28日で終了します。

### 《電子証明書》

電子証明書は有効期限まで利用できます。住基カードに格納する電子証明書の交付は平成27年12月22日17時で終了します。平成28年1月から、新しい電子証明書は個人番号カードに格納されます。個人番号カードおよび新しい電子証明書は、即日の交付ができません。確定申告の時期に有効期限の満了日を迎える人は注意してください。

### 《住民基本台帳カード・電子証明書の更新手続き》

有効期限の3ヵ月前から申請できます。詳しくは、浜松市のホームページで確認してください。

市HP  検索

## 10月5日から個人番号カードの発行申請が始まります

希望者は申請をすれば個人番号カードの交付を受けることができます。

申請日：10月5日(月)以降

申請方法：郵送(通知カードに同封された申請書と返信用封筒を使用)

交付日：平成28年1月から

交付場所：住所地の区役所(交付時には通知カード・住民基本台帳カードを回収します)

発行手数料：初回無料

有効期限：20歳以上は10年、20歳未満は5年

※個人番号カードの即日交付はできません。

※ICチップには、「地方税関係情報」や「年金給付関係情報」などのプライバシー性の高い個人情報記録されません。



住民基本台帳カード・電子証明書が必要な人は、必ず有効期限を確認して、更新手続きもしくは個人番号カード発行申請をしよう！



申請

個人番号カード



記載事項  
氏名・住所  
性別  
生年月日  
顔写真など



記載事項  
マイナンバー  
など  
ICチップ

※デザインは変更される可能性があります。

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	空家等の対応について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：適切な管理が行われていない空家等が、地域住民に深刻な影響を及ぼしており、住民の生命・身体・財産の保護等が必要となった。</p> <p>経緯：平成27年5月26日、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」）が完全施行され、空家等の所有者等及び市の責務が示された。</p> <p>空家の現状：平成25年総務省実施「土地・家屋統計調査」より 市内の空家数 49,200戸（うち34,500戸はアパートの空き部屋や、建築中の住宅など） 腐朽等により危険な空家 10,200戸（うち5,700戸は賃貸、売買用住宅など） ※市内数箇所の実態調査による統計上の推計値です。実際にどこに空家があるかは不明です。</p>
対象の区協議会	全区の協議会
内 容	<p>①「空家等対策の推進に関する特別措置法」 施 行 日：平成27年5月26日（完全施行日） 空家等の定義：居住その他の使用がなされていないことが常態である建物又はそれに附属する工作物（立木や門壁等を含む）</p> <p>②「特定空家等」 特定空家等の定義：倒壊等著しく保安上危険著しく衛生上有害適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている 例) 家屋の倒壊や、屋根の飛散により他者の身体生命財産に危険が及ぶ場合</p> <p>③「特定空家等」の認定後の指導等 「助言又は指導」 ↓ 危険性が著しく高い場合等で、所有者に対し相当の期間を設け、対応しなかった場合、又は対応が不十分の場合 「勧告」 ↓ 固定資産税等の住宅用地特例が解除 「命令」 ↓ 「代執行」 全ての案件で、代執行まで行うものではありません。 また、敷地内への強制的な立ち入り、危険の排除のための緊急措置等は、空家法では認められていない。</p>

	<p>④浜松市の空家等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会に協力いただき、市内300戸の空家を調査。「特定空家等」の判定基準、現地での調査マニュアルを作成中。</li> <li>・平成28年1月から、「特定空家等」に対する指導等を開始予定。</li> <li>・平成28年度に、有識者による会議を開催し、(仮称)空家等対策推進計画を作成予定。</li> </ul>
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	
担当課	市民生活課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。